

返戻金制度について

本サービスでの紹介によって採用された応募者が、入社後 3 ヶ月以内に明らかに応募者の責により解雇された場合、または自己都合により退職した場合、弊社は受領したコンサルティングフィーのうち、50%を貴社に返還いたします。

ただし、返還のご請求期間は、対象となる方が退職された日の翌月末日までとさせていただきます。翌々月 1 日以降のご請求につきましては、理由の如何を問わず返還できかねます。あらかじめご了承ください。

株式会社サーチソリューションズ